平成２１年（フ）第３３０９号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平１番２―405号
債務者　大澤　美保
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７８号
岡山県津山市大谷305番地、申立時の住所岡山県苫田郡鏡野町竹田368番地
債務者　勝山　由紀（旧姓水杉）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３８号
栃木県那須塩原市下永田１丁目1006番地10ウィステリア西那須野301号、前住所栃木県那須塩原市一区町287番地64
債務者　阿久津浩美（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第８６号
石川県羽咋郡宝達志水町東野イ163番地、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目386番地
債務者　浅井　千代
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６４０号
静岡県浜松市中区泉１丁目28番10号　こだまコーポ107号、前住所静岡県浜松市中区高丘北２丁目46番12号　チモシー　Ａ―５号
債務者　稲垣　章治
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
静岡県浜松市浜北区西美薗118番地　メゾンエスポワール101号室
債務者　永江知亜紀
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８０６２号
大阪府高槻市淀の原町54番３号
債務者　奥村　和男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６２２号
大阪市平野区平野本町１丁目１番６―505号
債務者　片岡美津子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３４号
愛知県豊橋市絹田町62番地２　Ｆ―101
債務者　小林　正信
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３６２号
岡山市南区新保679番地20
債務者　日高　雅登
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７８号
岡山市北区谷万成１丁目９番28号　メゾン京山101
債務者　黒住　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５０号
岡山県高梁市松山469番地
債務者　植野由美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１１６号
横浜市西区桜木町５丁目29番地２　グリフィン横浜・桜木町八番館802号
債務者　笹川　智弘
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１４２号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地５　六ツ川台団地１街区２号棟406号
債務者　高橋　君枝
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３０号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目10番１号
債務者　中山　雅文
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部